

はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与える。そして、その生命又は身体にも重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立高崎小学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止や早期発見	2
(2)	いじめへの対処	3
(3)	地域・家庭・関係機関との連携	3
第2	学校におけるいじめの防止等に関する事項	
1	いじめの防止等の対策のための組織	3
2	児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進	4
3	いじめの防止等に関する措置	4
(1)	アンケート調査や教育相談の実施	4
(2)	いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応	4
(3)	学校を離れた場所での教育活動における指導の充実	7
(4)	加害者や傍観者に対する支援	7
(5)	いじめの解消となる二つの要件	7
4	その他の留意事項	7
(1)	校長のリーダーシップによる対応	7
(2)	道徳教育や人権教育の充実	8
(3)	インターネット上のいじめへの対策	8
(4)	SCやSSW等の専門家の積極的な活用	9
(5)	校内の相談窓口の設置	9
(6)	都城市ならではの取組の充実	9
5	重大事態への対処	9
(1)	重大事態の意味や具体例	9
(2)	重大事態への対処	9
第3	その他の事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	9
2	ホームページ等での公開	9
第4	参考資料	
資料1	学校いじめ防止プログラム	10
資料2	学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント	11
資料3	いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン	15
資料4	教室や家庭でのいじめのサイン	16
資料5	いじめに対する措置	17

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが大切である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いのように見えることであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず

指導する等、柔軟に対応することも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のために組織で情報共有することは必要となる。

- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - 金品をたかられる。
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれている。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の人権を保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止や早期発見

ア いじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となって継続的に取り組む。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されないこと」を、発達の段階に応じて指導し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心豊かな人間関係を構築する能力を養えるようにする。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育む。

エ 全ての児童が安心でき、自己存在感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに努める。

オ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

カ いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

キ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われ

ることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

ク 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める。

ケ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

(2) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。

イ 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解するとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

(3) 地域・家庭・関係機関との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

また、いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をする。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「たちばな委員会」（いじめ不登校対策委員会）を設置する。

なお、年数回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

また、学期に1回程度、教育相談週間をもち、児童の悩みや不安の解消に積極的に努

める。

【構成員】

全教職員

【活 動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進

- (1) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設定する。
 - 異学年交流会の実施
 - 学級活動での話合い活動の実施
 - 縦割り清掃活動の実施
 - ボランティア活動の推進
- (2) 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進する。
 - 児童会による相談箱の設置
 - 特別活動等における児童同士の相談活動の推進
- (3) いじめへの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を、児童自身の手で企画実施に努める。
 - 全校学習会の実施
 - 児童会による運動会・児童集会などの学校行事の企画

3 いじめの防止等に関する措置

- (1) アンケート調査や教育相談の実施
 - ア いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。
 - 学校独自のアンケートの実施
 - 県下一斉のアンケートの実施
 - イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指す。
 - 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口の周知
 - ウ 「たちばな委員会」（いじめ不登校対策委員会）において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
- (2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応
 - ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。

- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事等（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は、「たちばな委員会」（いじめ不登校対策委員会）の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに「たちばな委員会」（いじめ不登校対策委員会）を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう、担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査をする。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「たちばな委員会」（いじめ不登校対策委員会）で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、「たちばな委員会」（いじめ不登校対策委員会）において、指導及び支援の方針を決定する。
- 全教職員が連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く

- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への指導】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように根気強く指導をする。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は、速やかに教育委員会へ報告する。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りをし、いじめの再発防止に努める。

- (3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実
学校を離れた場所での教育活動を行う場合は、事前の指導を徹底したり、いじめに関するチェックカード等を活用したりして、いじめの未然防止に努める。
- (4) 加害者と傍観者に対する支援
- ① 加害者に対する支援
いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように根気強く指導する。
 - ② 傍観者に対する支援
被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。
- (5) いじめの解消となる2つの要件
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。
- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ② 被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 その他の留意事項

(1) 校長のリーダーシップによる対応

ア 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「たちばな委員会」（いじめ不登校対策委員会）による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

イ 校内研修の充実

全ての教職員が、いじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようにするとともに、いじめが起らない学校をつくるための人権教育の教育内容・教育実践方法等についての研修の充実を図る。教職員の研修の充実を通して、教職員の資質の向上を図る。校内における研修を推進し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

具体的には、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

ウ 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がか

からないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。
エ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、教育委員会が作成している「教師向けの児童生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

教科、特別の教科道徳、学級活動等の時間等を中心として、道徳教育や人権教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚や生命尊重の態度を育むことを目指す。

- 教科や特別の教科道徳、学級活動等を中心とした道徳教育や人権教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施

(3) インターネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

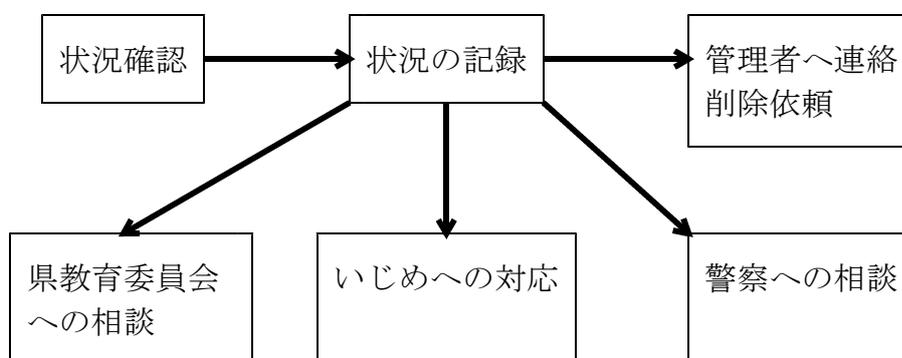
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修を実施し、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせる。また、必要

に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談の充実に努める。

(5) 校内の相談窓口の設置

いじめを防止し、安心安全な学校づくりをさらに推進するために、校内に相談窓口を設置する。相談窓口は、校長室（校長）、職員室（教頭・学級担任・特別支援教育コーディネーター）、保健室（養護教諭）とする。

(6) 都城市ならではの取組の充実

都城市ならではの「命の大切さを考える日」の取組や「地区別学校人権教育研修会」の充実に努め、いじめの未然防止やその啓発を推進する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味や具体例

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

○ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 高額な金品を奪い取られた場合など

○ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断

(2) 重大事態への対処

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他の事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

2 ホームページ等での公開

(1) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。